

通訳に伴う文書作成料(翻訳料)請求書(兼 通訳人請求書/領収証)〈刑事・少年共通〉

※通訳料等の請求については、別書式をご利用ください。

法テラスでは、通訳に伴う文書作成料(翻訳料)については、①弁護活動に通訳人を要した事件であること、②当該通訳人に文書作成(翻訳)を依頼したこと、③当該文書作成(翻訳)が弁護側の主張立証のために行われたものであること、という要件を全て満たす場合に限り、支給する扱いとしております。

《弁護士記入欄》 ※太枠欄の全てについて記載。

弁護士・付添人

弁護士名: _____

登録番号: _____

事件情報

事件番号: _____ 年()第 _____ 号

被疑者・被告人・少年名: _____

《通訳人記入欄》

上記弁護士(付添人)殿。以下の翻訳内容に基づき、翻訳料を

請求します・受領しました
※いずれかに○をつけてください

月 日

通訳人

氏名: _____ 住所: _____ 通訳言語: _____ 語

(該当項目にチェックしてください。)

上記事件について、下記の活動(翻訳)を

☐ 法廷通訳人に依頼した。

☐ 国選弁護(付添)人が被疑者・被告人・少年との接見・面会、関係者との打合せ等のために依頼した通訳人(同活動のために依頼予定であった場合を含む。)に依頼した。

通訳人の活動内容並びに翻訳料及び振込・書留手数料として請求する金額

翻訳日時	翻訳した文書の内容	対象言語	弁護活動上の翻訳の必要性 (チェック又は記載)	翻訳場所 (チェック又は記載)	枚数 (A4換算)	翻訳料
1 月 日 時 分	翻訳した文書		☐ 弁護側の主張立証のために 左記文書を翻訳した ☐ その他()	☒ 通訳人宅(事務所) ☐ その他 ※通訳人宅以外の場合、 記載	2,095円 × 枚	円
2 月 日 時 分	翻訳した文書		☐ 弁護側の主張立証のために 左記文書を翻訳した ☐ その他()	☒ 通訳人宅(事務所) ☐ その他 ※通訳人宅以外の場合、 記載	2,095円 × 枚	円
翻訳料基準【概要】(下記基準は翻訳日がR1.10.1以後の翻訳に適用) ・翻訳後の文書A4版1枚当たり2,095円(税込み)が目安 (注)1文書が3万円を超える場合は、支給の可否について事前の検討が必要となるため、必ず事前に法テラスに照会してください。				総合計		円
				* 通訳人に振込・書留により支払った場合		
				振込・書留手数料		円

目安と異なる翻訳料を支払った(請求を受け入れた)場合

① ☐ 翻訳依頼の際、通訳人に上記翻訳料の目安を説明した。 (説明した場合は□にチェック)	【目安と異なる翻訳料を支払った(請求を受け入れた)場合について】 法テラスでは、契約弁護士が、目安と異なる翻訳料を通訳人に支払った、あるいは通訳人からの目安と異なる翻訳料の請求を受け入れた場合には、 <u>① 翻訳依頼の際に通訳人に上記翻訳料の目安を説明したか</u> <u>② 同説明にもかかわらず目安と異なる支払等を行った理由</u> について、確認を求めています。 本請求書に①、②の記載がない場合(②については合理的な理由の説明がない場合も含む。)には、目安に従った翻訳料の算定・支給となりますので、必ず文書作成(翻訳)依頼の際に目安の説明をするとともに、それでも通訳人に応じてもらえず、やむを得ず目安と異なる給付基準で契約を締結した場合には、その内容及び理由について具体的に記載してください。
②-1 目安と異なる翻訳料の内容(1枚あたりの単価等、具体的に記載)	
②-2 目安と異なる翻訳料を支払った(請求を受け入れた)理由(具体的に記載)	
(注)R1.9.30までの翻訳について上記基準による支払いがあった場合、特段の事情がある場合を除いて、従前の基準で計算を行います。	

通訳に係る報酬・料金については源泉徴収の対象とされています。源泉徴収を行う必要があるかについては、税務署等担当機関へ直接お問合せください。なお、源泉徴収を行った場合、法テラスから弁護士へは源泉徴収前の通訳費用を支払いの基準としますが、通訳費用を含めた国選弁護報酬費用全体に対して源泉徴収された金額を支払うことになります。

源泉徴収額(10.21%)	円	支払額 (※実際に通訳人が領収した額)	円
---------------	---	------------------------	---